石綿取扱特別教育は

「作業従事者」を対象とした

安全衛生教育です

未受講での作業は **労働安全衛生法違反**

作業者 >>> 3ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金
事業者 >>> 6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金

が課せられる場合があります

石綿取扱特別教育の受講は
事業者の義務です

NEXT

HTC

建設資格の 強いミカタ

飛騨高山 技能講習センター

岐阜労働局登録教習機関

飛騨地域初の建設教習トレーニングセンター

建設業界に携わる方に必要な資格を高山市内で取得可能!!
科目受講料や講義日程など詳細な情報はホームページをご覧ください!!

Check!!

石綿取扱特別教育のご案内

【講習日】2026年6月19日(金)　【講習時間】1日/4時間30分
【受講料】12,000円/満18歳以上の方
※人材開発支援助成金対象

Safe and high-quality
Masakari

飛騨高山技能講習センター

岐阜県高山市松之木町1278番地1
0577-62-8115　info@htc-masakari.jp
0577-62-8116　https://htc-masakari.jp/